

支え愛地域づくりモデル事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 支え愛地域づくりモデル事業(以下「事業」という。)について、事業運営に関する事項を審議するため、支え愛地域づくりモデル事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業の実施状況から今後の事業継続の可否等を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、事業に関係する者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部地域振興課において処理する。

附 則

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。